

令和6年度 第1回農業委員会総会 (6.4.19)
開 会 午後2時00分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和6年度・第1回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 7番 森田委員、8番 井上委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、4月15日午前に6番清水委員、1番竹内委員及び
事務局とで行っております。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、ミカンの木が東西方向に8列40本程度植えられ、木々の間に麦やネギ
が作付けされておりました。今後、夏野菜を作付け予定であり、問題ございませ
ん。

事 務 局～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、タマネギ、スナップエンドウ、ブルーベリーが作付けされており、綺麗
な状態で管理されていたため、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 2 件を従事者として証明することに決定いたします。

第 2 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 3 番 申 請 者

以上 1 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3 番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、4 月 1 5 日午前に 6 番清水委員、1 番竹内委員及び事務局とで行っております。

3 番

現地案内図は、3 ページ、3 番です。

6 番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番清水委員～ 現地は、畑が南北に分かれていて、北側は緑肥として麦が作付けされておりました。南側はウドを作付け予定で、綺麗な状態で管理され、農業への意欲も高く、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上 1 件を適格者として証明することに決定いたします。

第 3 号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 4 番 申 請 者

5 番 申 請 者

6 番 申 請 者

7 番 申 請 者

8 番 申 請 者

9 番 申 請 者

1 0 番 申 請 者

1 1 番 申 請 者

以上 8 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 4 番から 1 1 番につきましては、相続税納税猶予に係る 3 年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、4 月 1 5 日午前に 6 番清水委員、1 番竹内委員及び事務局、同日午後に 7 番森田委員、1 0 番滝島委員及び事務局とで行っております。

4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ジャガイモ、サトイモ、サツマイモのほか、カキやミカンなどの果樹の苗木が植え付けられており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ブルーベリー、ナシが作付けされ、直売所で販売しているそうです。ブルーベリーは摘み取り体験を実施しておりました。また、パートやボランティアを5名ほど活用して栽培を行っており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、エダマメ、トウモロコシ、ジャガイモ、ブロッコリー、ホウレンソウ、キャベツなどを作付けされており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、スナップエンドウ、ネギ、キャベツが作付けされ、今後は夏野菜の作付けを予定しており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ8番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ナス、キュウリ、エダマメを夏に栽培する予定で、現状はタマネギが栽培されておりました。畑に下草もなく、綺麗に整備されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地の半分はナシが植え付けられておりました。残りの半分は、ナシの木が伐採、伐根されている状態でした。伐根されている部分の畑に関しては、果樹栽培が身体的に負担のかかる作業が多いため、更地に戻した後に葉物野菜の作付けを予定しているようで、農業への高い意欲が感じられました。問題ございません。

事務局～ 10番
現地案内図は、10ページ、10番です。
6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、カキ、金柑、ミカンなどの果樹栽培を行っており、問題ございません。

事務局～ 11番
現地案内図は、11ページ、11番です。
6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番清水委員～ 現地は、タマネギ、コマツナ、ネギ、スナップエンドウ、ジャガイモが栽培されており、今後はスイカやサツマイモを作付け予定とのことであり、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上8件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 12番 申請者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 12番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、4月15日午後に7番森田委員、10番滝島委員及び事務局とで行っております。

12番
現地案内図は、12ページ、12番です。
7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、綺麗に整備されており、今後サツマイモやダイコンなどを作付けする予定とのこと、問題ございません。

議長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員 ～ な し

議長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、3月11日から4月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長 ～ 13番 申請者
14番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 13番と14番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

13番

14番

現地案内図は、13ページ、13番及び14番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を4月3日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員 ～ な し

議長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長 ～ 15番 申請者
16番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

15番

現地案内図は、14ページ、15番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

16番

現地案内図は、15ページ、16番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は更地と報告させていただきました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月25日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

17番 譲受人

譲渡人

18番 譲受人

譲渡人

19番 譲受人

譲渡人

20番 譲受人

譲渡人

21番 譲受人

譲渡人

22番 譲受人

譲渡人

23番 譲受人

譲渡人

24番 譲受人

譲渡人

25番 譲受人

譲渡人

26番 譲受人

譲渡人

27番 譲受人

譲渡人

以上11件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に關しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。
なお、22番から24番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

18番

現地案内図は17ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は使用貸借権の設定です。現況は更地でございます。

19番

現地案内図は18ページ、19番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

20番

現地案内図は19ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

21番

現地案内図は20ページ、21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

22番

23番

24番

現地案内図は21ページ、22番から24番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

25番

現地案内図は22ページ、25番です。

転用目的は寄宿舍で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

26番

現地案内図は23ページ、26番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

27番

現地案内図は24ページ、27番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上11件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月25日、4月3日及び4月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

28番

現地案内図は、25ページ、28番です。

29番

現地案内図は、26ページ、29番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。